

## [事案 25-7] 高度障害保険金支払取消請求

・平成 25 年 4 月 24 日 不受理決定

### <事案の概要>

本契約の被保険者（兼契約者）が高度障害状態となり、被保険者の配偶者で指定代理請求人である申立人は、代理請求を行い、高度障害保険金を受領した。しかし、申立人には高度障害保険金の請求意思はそもそもなく、その旨を募集人に伝えたが、請求しなくてはならないとの誤った説明を受けて請求したもので、代理請求の取消しを求める。

### <不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、下記のとおり、「申立人が生命保険契約等契約上の権利を有しないと認められるとき」、「当事者以外の第三者が重大な利害関係を有し、当該者の手続的保障（主張・立証の機会）が不可欠であると認められるとき」、および「申立ての内容が、その性質上裁定を行うに適當でないと認められるとき」に該当すると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 1 項 2 号、6 号および 9 号にもとづき、申立てを不受理とした。

1. 指定代理請求人は、保険給付を請求することのできない特別な事情が被保険者にある場合に、被保険者の代理人として保険給付を請求し、受領する権利を有するとされているが、申立人の請求は、代理請求による支払いの取消しを求めるものであり、付与された権限内の行為といえるか疑問がある。
2. 申立書によると、被保険者には前妻との間の子がいるので、被保険者死亡時には、申立人と被保険者の子が受領済みの高度障害保険金を相続し、申立人の取得分は 2 分の 1 となるが、申立人の請求が認められた場合には、死亡保険金受取人でもある申立人が、高度障害保険金と同額の死亡保険金を受け取ることになる。そのため、本申立は、申立人の利益を図る行為となり、申立人の申立て意図が自己の利益のためであれば、代理人としての権限濫用の問題となる。
3. また、被保険者の生存保障を目的とする高度障害保険金は、被保険者の利益になっているものと推認できるのに対し、申立人の請求は、被保険者の利益と相反するものであり、本申立が認められた場合には、被保険者の利益に重大な影響を与えることになる。そのため、本申立を解決するためには、被保険者の関与を認める必要があるが、当審査会においては、第三者の権利を手続的に保障する制度がない。
4. 以上のことから、当審査会において裁定を行うことは適當でない。